

パキスタン国内における移動制限措置の延長に関する注意喚起

令和2年4月2日

【ポイント】

○ パキスタン政府は4月1日、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策のため、3月24日午前9時から14日間（4月6日まで）の実施予定であった移動制限措置を4月14日まで延長する旨、発表しました。

【本文】

1 パキスタン政府は4月1日、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策のため、3月24日午前9時から14日間（4月6日まで）の実施予定であった移動制限措置を4月14日まで延長する旨、発表しました。

2 つきましては、滞在中の邦人の皆様におかれましては、不測の事態に巻き込まれないように、国内の移動を控えて頂きますようお願いいたします。

3 なお、移動制限の例外措置（通院や生活必需品の購入、帰国のための移動）等、詳細については各連邦政府・各州当局にお問い合わせください。

4 今回実施される措置は、例外的な状況を鑑みた時限的な措置とされていますが、新型コロナウイルス感染者数等の状況等を踏まえ、これらの措置が変更されることもありますので、引き続き政府関係機関からの発表等、最新の情報収集に努めて下さい。

5 なお、外務省広域情報など当地で安全に滞在するための参考となる情報が以下のウェブサイトに掲載されておりますので、そちらもあわせてご確認下さい。

○当館ホームページ：

<http://www.pk.emb-japan.go.jp/index.jp.htm>

○外務省海外安全ホームページ（パキスタン）：

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C226.html

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにして下さい。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照)

○緊急時の連絡先：051-9072500 (在パキスタン日本国大使館代表)